

議案第85号

境港市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日 提出

境港市長 伊達憲太郎

# 境港市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の定年等に関する条例（昭和59年境港市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雜則（第14条）

## 附則

### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」を「昭和25年法律第261号。以下「法」という。」に、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「退職により公務の」を「退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その職員」を「、当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「、1年」を「、これらの期限の翌日から起算して1

年」に、「その」を「当該」に、「定年退職日の翌日」を「定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は、第1項の期限」を「任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）第12条に規定する管理職手当を支給される職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。  
（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上でその他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起

算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雜則

### (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

### (定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

### (勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の境港市職員の定年等に関する条例（昭和59年境港市条例第12号。以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延长期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下

この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の境港市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

#### (定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつ

て、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行う

ことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例

定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における毎年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

## 主な内容

### 1 職員の定年年齢の段階的引上げ等に伴う所要の整備

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正されたことに伴い、職員の定年年齢を段階的に65歳まで引上げるほか、所要の整備を行うもの。

#### （1）定年年齢を60歳から65歳まで段階的に引上げ（第2章関係）

令和5年度から2年毎に定年年齢を1歳ずつ引上げ、令和13年度から65歳を定年とする。

年度	現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
定年年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				

#### （2）管理監督職勤務上限年齢制の導入（第3章関係）

組織の新陳代謝を確保し、活力を維持するため、管理監督職については、原則60歳に到達後、管理監督職以外の職とする。

#### （3）定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入（第4章及び附則第3条から第6条関係）

##### ①定年前再任用短時間勤務制

60歳以後の多様な働き方に対応できるよう、60歳以後定年年齢前に退職した職員を、短時間勤務の職で再任用することができる制度を新設する。

##### ②暫定再任用制度

定年の段階的な引上げの期間中に定年退職した職員について、65歳までの雇用を確保するため、現行と同様の再任用制度を暫定的に措置する。

#### （4）情報提供・意思確認制度の実施（附則第5項関係）

職員が59歳に達する年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認する。

### 2 施行期日

令和5年4月1日

附則第11条の規定 公布の日

議案第86号

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日 提出

境港市長 伊達憲太郎

## 定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）及び」を「職員及び」に改め、同条第2項中「者（再任用職員及び任期付職員）を「者（任期付職員）に、「含む。」を「含む。第10条第2項において「勤務日数」という。」に、「18日」を「18日（1月間の日数（境港市の休日を定める条例（平成元年境港市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改め、同項ただし書中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第3条第2項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

（1）法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準じる他の法令の規定により退職した者

第5条第1項第1号を次のように改める。

（1）25年以上勤続し、法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準じる他の法令の規定により退職した者

第5条第1項第2号中「地方公務員法」を「法」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「地方公務員法」を「法」に、「除く。以下」を「除く。第7条第5項において」に、「（以下「調整月額」）を「（以下この項及び第5項において「調整月額」）に改める。

第7条第5項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職

員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第2号中「地方公務員法」を「法」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

（境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「第5条の3まで」を「第5条の3まで及び附則第33項から第40項まで」に改める。

附則第28項中「第5条の2」を「第5条の2及び附則第35項」に改める。

附則第29項中「第5条」を「第5条又は附則第34項」に改める。

附則第32項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の8項を加える。

33 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第33項」とする。

34 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第34項」とする。

35 境港市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

- 36 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（60歳とする。）に達する日」と、同表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（60歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 37 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは「零月」と、同表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。
- 38 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とする。
- 39 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 40 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第

1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(境港市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 境港市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年境港町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項」に、「職員の」を「職員の意に反する降給の事由並びに職員の」に改める。

第6条を第11条とし、第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(降給の種類)

第5条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第6条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないとあって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当

該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

（2）職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第7条 任命権者は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

（通知書の交付）

第8条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（受診命令に従う義務）

第9条 職員は、第6条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

（境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に改める。

（境港市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 境港市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1日以上6月以下給料」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料月額」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条第2項中「給料」を「給料月額」に改める。

（境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「欄に掲げる給料月額」を「項に掲げる基準給料月額」に改める。

第3条の2第3項中「再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「規定による給料月額」を「規定による基準給料月額」に改める。

第4条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定にかかわらず、満60歳に達した日以降の最初の3月31日を超えて在職する職員の第5項の規定による昇給は、第4項に規定する期間におけるその者の勤務成績が優秀である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第11条の2第2項第2号、第16条第2項及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第3項、第26条第2項第1号及び同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の2第2項中「第10条及び第11条」を「第4条第3項から第10項まで、第10条、第11条及び第11条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第3条の2第1項及び第4条第5項から第7項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2）境港市職員の定年等に関する条例（昭和59年境港市条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

（3）境港市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において

「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第11項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(境港市職員の福祉制度に関する条例の一部改正)

第7条 境港市職員の福祉制度に関する条例（昭和36年境港市条例第30号）の一部を

次のように改正する。

第2条中「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(境港市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 境港市職員の育児休業等に関する条例（平成4年境港市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年境港市条例第12号」を「昭和59年境港市条例第12号。以下「職員定年条例」という。」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「境港市職員の定年等に関する条例」を「職員定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 職員定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年境港市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(境港市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 境港市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成25年境港市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を「職員」に改め、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項第4号中「昭和59年境港市条例第12号」を「昭和59年境港市条例第12号。以下「職員定年条例」という。」に、「勤務させることとされ、」を「勤務することとされた職員」に、「延長することとされている」を「延長された」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年境港市条例第4

号) の一部を次のように改正する。

第10条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間職員」に改める。

(境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年境港市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間職員」に改める。

(境港市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 境港市職員の再任用に関する条例（平成18年境港市条例第3号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中境港市職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び第2条中境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第32項の改正規定は、公布の日から施行する。

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する第1条の規定による改正後の境港市職員の退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

(境港市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定による改正後の境港市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに境港市一般職の職員の給与等に関する条例附則第9項の規定による降給とする」とする。

2 新条例第8条の規定は、境港市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。以下同じ。）は、第4条の規定による改正後の境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第4条第3項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、第6条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第3条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第3条第4項及び第3条の2第3項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第23条第3項、第26条第2項及び第26条の2第2項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条の2第2項第2号、第16条第2項及び第19条の規定を適用する。

## 主な内容

### 1 職員の定年年齢引上げ等に伴う所要の整備

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、地方公務員の定年年齢が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられること等に伴い、必要な関係条例の整備を行うもの。

#### （1）境港市職員の退職手当に関する条例等の一部改正（第1条及び第2条関係）

- ①当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した職員については、退職事由を定年退職として退職手当を支給する。
- ②当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日から給料月額が減額（7割水準）された場合においても、退職手当の基本額は、減額前の給料月額を基礎に計算する「ピーク時特例」を適用する。
- ③応募認定早期退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例が適用される職員を、定年（65歳、現行：60歳）から20年（現行：15年）を減じた年齢以上である者とすることとする。

#### （2）境港市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第3条関係）

降給の種類として、降格及び降号並びに地方公務員法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等について規定を追加する。

合わせて、降格及び降号の事由及び手続きについて条文の整備を行う。

#### （3）境港市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（第5条関係）

減給処分の発令による減給の効果として、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

#### （4）境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正（第6条関係）

- ①当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額は、当該職員の給料月額に7割を乗じて得た額とすることとする。
- ②役職定年制により降格した職員の給料月額が、降格する前日の給料月額の7割相当額に達しない場合は、当分の間、その差額を支給する。
- ③定年前再任用短時間勤務職員の給与について、現行の再任用短時間勤務職員の給与と同様の整備を行う。

(5) 境港市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第8条関係）

育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により異動期間が延長された管理監督職を占める職員を加える。

(6) 境港市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第10条関係）

公益的法人等へ派遣等することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により異動期間が延長された管理監督職を占める職員を加える。

## 2 法令の改正に伴う所要の整理等

地方公務員法の改正等に伴い、同法の用語及び条項を引用している規定について所要の整理等を行う。

(1) 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第4条関係）

(2) 境港市職員の福祉制度に関する条例の一部改正（第7条関係）

(3) 境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第9条関係）

(4) 境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第11条関係）

(5) 境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第12条関係）

(6) 境港市職員の再任用に関する条例の廃止（第13条関係）

## 3 施行期日

令和5年4月1日

第1条中境港市職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び第2条中境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第32項の改正規定 公布の日

議案第 87 号

境港市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

境港市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

境港市長 伊達憲太郎

# 境港市職員の高齢者部分休業に関する条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

## (高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が高齢者部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、60歳とする。

## (高齢者部分休業取得中の給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

## (退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けている職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）第7条第1項から第7項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び境港市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年境港市条例第 号）第4条」と、同条第10項中「前各項」とあるのは「前各項及び境港市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

## (承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

## (休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

## (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 主な内容

### 1 境港市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、職員の定年年齢の引上げに伴い、高年齢職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、加齢による身体的な諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献等を想定し、勤務時間の一部について勤務しないことができる制度を導入する。

#### （1）高齢者部分休業の承認（第2条関係）

- ①任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは職員が60歳に達した日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。
- ②高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

#### （2）高齢者部分休業取得中の給与（第3条関係）

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、境港市一般職の職員の給与に関する条例に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

#### （3）退職手当の取扱い（第4条関係）

高齢者部分休業の承認を受けている職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を境港市職員の退職手当に関する条例の規定により計算した在職期間から除算する。

### 2 施行期日

令和5年4月1日

議案第88号

境港市公園条例の一部を改正する条例制定について

境港市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日 提出

境港市長 伊達憲太郎

## 境港市公園条例の一部を改正する条例

境港市公園条例（昭和40年境港市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

占用	電柱、電話柱その他これに類するもの	1本1年につき	1,500円
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1箇所1年につき	1,100円
	法第7条第2号に掲げるもの	1m1年につき	120円
			」を
占用	電柱、電話柱その他これに類するもの	1本1年につき	1,500円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1m1年につき	6円
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1箇所1年につき	1,100円
	法第7条第2号に掲げるもの	長さ1m1年につき	120円
			」に

改める。

別表第1備考中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

主な内容

1 公園の占用に係る使用料の追加（別表第1関係）

占用に係る使用料の対象に「共架電線その他上空に設ける線類」を追加し、使用料は長さ1メートルにつき年間6円とする。

2 施行期日

令和5年4月1日